

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名：令和6年度高知地方合同庁舎外2庁舎で使用する電気の購入
- (2) 需 要 場 所：別紙1「需要場所等」による
- (3) 業種及び用途：官公署（事務所）

2. 仕 様

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%を満たすこと。また、その環境価値について、需要者である中国四国農政局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6, 600ボルト
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6, 600ボルト
- ④ 標準周波数 : 60ヘルツ
- ⑤ 受電方式 : 1回線受電（予備受電なし）

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 契約電力 : 別紙2「契約電力及び予定使用電力量」による
(ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 : 別紙2「契約電力及び予定使用電力量」による

(3) 使用期間

令和6年4月1日 0:00から 令和7年3月31日 24:00まで

(4) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 別紙1「需要場所等」による
- ② 電力会社の検針方法 : 別紙1「需要場所等」による
- ③ 計量器の構成 : 別紙1「需要場所等」による

(5) 需給地点

別紙1「需要場所等」による

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3. 請求に係る料金の算定

- (1) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てることとする。

ただし、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

4. その他

- (1) 力率は、使用期間中100%を保持する予定。
- (2) 高知地方合同庁舎に以下の非常用自家用発電設備を有している。
 - ・300KVA 1台
- (3) 高知地方合同庁舎に太陽光発電設備設置し、系統連系(みなし低圧連系)運転をしている。
 - ・定格出力15.01KW 1式
- (4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (5) 需給者は、電力供給事業者の変更(既存契約の解約手続きを含む。)等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を負担するものとする。
- (6) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、燃料費等その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気供給約款の条件によるものとする。
- (7) 需給者は、契約年度における電力供給終了後に、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙3「特定電源割当証明書」及び再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを需要者及び需給者協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2.仕様」を満たしていない場合、需給者は、「2.仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを提出する等により補修すること。
- (8) 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- (9) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

需要場所等

番号	施設名及び所在地	需要地点	自動検針装置	電力会社の検針方法	計量器の構成	計器定数・パルス定数
1	高知地方合同庁舎 高知県高知市本町4-3-41	高知地方合同庁舎の構内に四国電力(株)が施設した開閉器箱内の四国電力(株)の断路器の負荷側接続点	有	遠隔自動検針	富士電機システムズ 電力需給用複合計器 (通信機能付精密級) FP3ER-K19R 交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ	1,000パルス/kWs 50,000パルス/kWh (パルス記号SW)
2	中国四国農政局徳島市庁舎 徳島県徳島市中昭和町2-32	四国電力(株)の配電線「ホンソウジ線19号」より引き込みした中国四国農政局徳島市庁舎の構内柱上に施設したG付PASの電源側接続点	有	遠隔自動検針	四国計測工業 GM3E2-K12R 交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ	1,000パルス/kWs 50,000パルス/kWh (パルス記号SW)
3	中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所(徳島分室)(仮称) 徳島県阿南市日開野町西居内456	四国電力(株)の配電線「ナカムラ線K7S1号」より引き込みした中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所(徳島分室)(仮称)庁舎の構内柱上に設置した中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所(徳島分室)(仮称)庁舎の気中開閉器の電源側リード線の接続点	有	遠隔自動検針	四国計測工業 GM3E4-R 交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ	1,000パルス/kWs 50,000パルス/kWh

契約電力及び予定使用電力量

番号	施設名	契約電力 (kW)	予定使用電力 (kWh)														
			令和 6 年									令和 7 年			合 計		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	高知地方合同庁舎	97	14,400	16,500	21,800	25,400	27,800	25,800	18,700	14,700	19,800	19,700	18,300	19,300	242,200	79,000	163,200
2	中国四国農政局徳島市庁舎	40	4,600	4,500	6,200	8,900	10,400	8,600	4,700	4,400	7,300	8,000	7,600	6,400	81,600	27,900	53,700
3	中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所(徳島分室)(仮称)	43	1,500	1,400	1,900	2,900	3,200	2,500	1,400	1,500	2,600	2,800	2,900	2,100	26,700	8,600	18,100
	計		20,500	22,400	29,900	37,200	41,400	36,900	24,800	20,600	29,700	30,500	28,800	27,800	350,500	115,500	235,000

※1 夏季電力量料金単価適用は、7月1日から9月30日までとし、その他季電力量料金単価適用は、10月1日から6月30日までとする。

※2 予定使用電力量は、過去2年間の平均値とした。なお、予定使用電力量は見込みであり、変動する可能性があることに留意。

※3 予定契約電力については、直近1年間の使用月(令和4年10月分～令和5年9月分)の最大値による。

(参考) 過去1年間の最大需要電力の月別実績 (単位:kW)

	施設名		R4.10月	R4.11月	R4.12月	R5.1月	R5.2月	R5.3月	R5.4月	R5.5月	R5.6月	R5.7月	R5.8月	R5.9月	最大値
1	高知地方合同庁舎	電力量	94	66	80	85	80	66	56	92	95	96	97	96	97
2	中国四国農政局徳島市庁舎	電力量	30	18	37	38	36	32	17	15	33	40	40	38	40
3	中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所(徳島分室)(仮称)	電力量	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	38	38	43

特定電源割当証明書

中国四国農政局長 〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

以下の通り中国四国農政局に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、中国四国農政局に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再生エ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エ比率 (%)【A/B】													

担当者等連絡先	
部署名：	
責任者名：	
担当者名：	
T E L：	
F A X：	
E - mail：	

